

令和4年5月18日 14時00分  
大和川河川事務所・奈良県

第3回大和川流域水害対策協議会を書面にて開催します。  
～大和川流域水害対策計画(案)について協議～

大和川特定都市河川流域の河川管理者等<sup>※</sup>は、令和4年3月25日に公表した「大和川流域水害対策計画(素案)」について、令和4年3月25日～4月25日の間、パブリックコメント・住民意見交換会・学識経験者への意見聴取を行い、その結果をふまえ「大和川流域水害対策計画(案)」を作成しました。

このたび、本計画(案)について、大和川特定都市河川流域の河川管理者等の他、関係行政機関等で構成する『大和川流域水害対策協議会』において「大和川流域水害対策計画」の策定に向けた協議を行います。

※河川管理者等：近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長

○開催日：令和4年5月18日(水)

○協議会組織：近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長、  
近畿農政局農村振興部長、奈良森林管理事務所所長、近畿地方環境事務所所長、  
奈良財務事務所所長、奈良気象台長、奈良県防災士会理事長 他

○内容：第3回大和川流域水害対策協議会において「大和川流域水害対策計画(案)」について協議(書面開催)

(協議会資料につきましては、大和川河川事務所HPにて公表いたします)

【大和川河川事務所HP 大和川流域水害対策協議会】

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html>

<取扱い>

—

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、  
奈良市政記者クラブ

<問合せ先>大和川流域水害対策協議会 事務局

大和川河川事務所 電話 072-971-1381

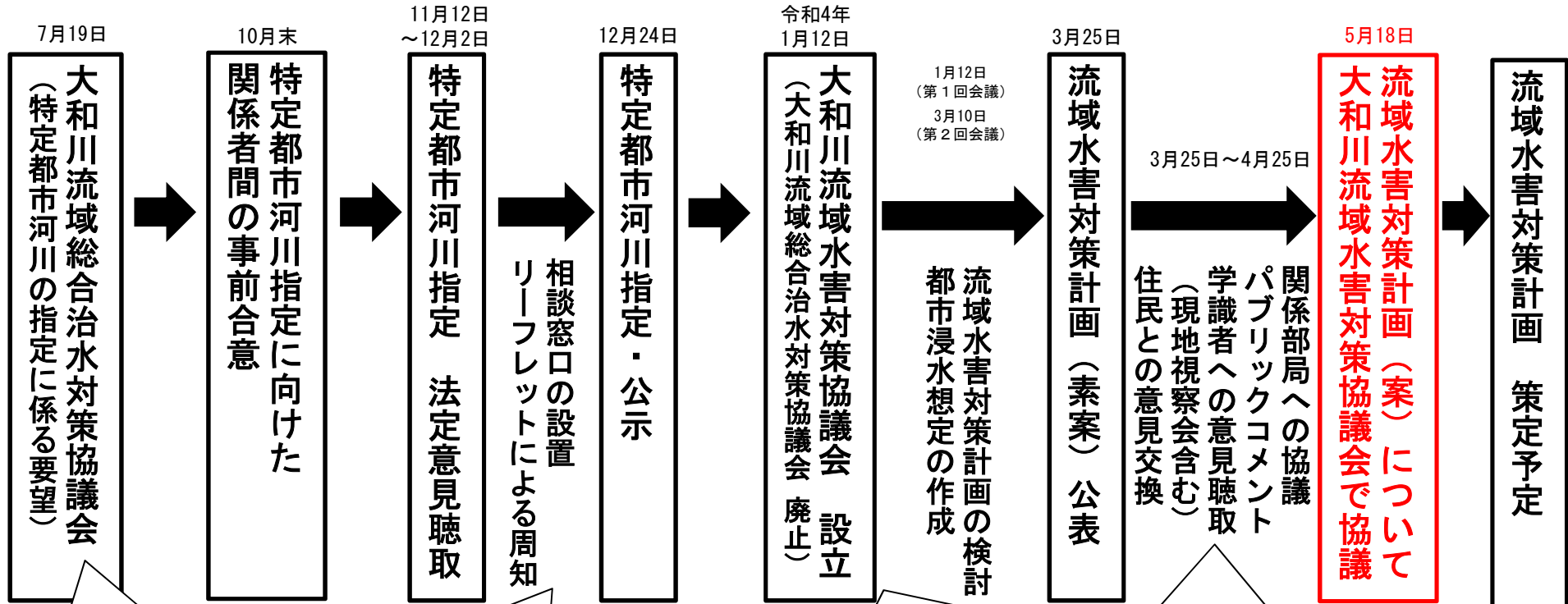
担当：副所長 林 政行 調査課長 中路 貴夫

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課 電話 0742-27-7507

担当：課長補佐 甲賀 康久



# 大和川流域における特定都市河川に係る取組状況



## ■大和川流域総合治水対策協議会



奈良県知事

・大和川が特定都市河川に一日でも早く、できれば法改正後に全国トップで指定を受けられるように頑張っていきたい

・財政的に厳しいため、なかなか整備が行き届かない面もあったが、補助金のかさ上げによって更に前向きに事業に取り組むことができる

・特定都市河川の指定を目指してしっかりと要望をしていきたい



田原本町長 三郷町長 大和川市長 広輪町長 郡城市長 王寺町長

## ■住民周知用リーフレット



## ■相談窓口の開設

(大和川河川事務所王寺出張所内)



## ■大和川流域水害対策協議会の設立



### 【構成員】

奈良県(知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長)  
流域内25市町村の長、下水道管理者  
近畿地方整備局(局長、建政部長、河川部長)  
近畿農政局(農村振興部長)、奈良森林管理事務所長  
近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、奈良県防災士会理事長(住民等)

### 【協議事項】

・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議  
・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

## ■大和川流域水害対策計画(素案)に対してパブリックコメント・住民意見交換会・学識経験者を有する者への意見聴取を実施

### 【住民意見交換会】



平城・生駒いかるが園域

### 【現地視察会】



保田遊水地



布留飛鳥園域



水田貯留

(田原本町で実施中の流域対策)

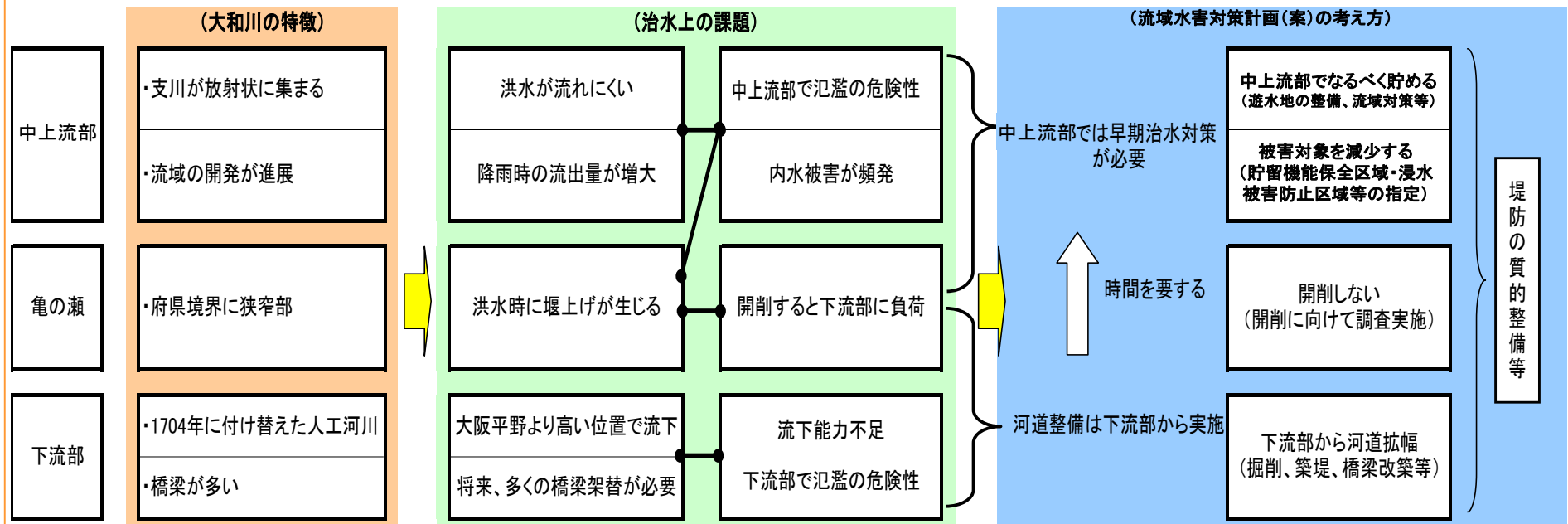
# 大和川流域水害対策計画(案)のポイント

- 上下流の特徴や治水上の課題を踏まえ、流域全体の安全度の向上を図る
- また、地球温暖化に伴う気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化を踏まえ、概ね100年に1回発生しうる規模の降雨を含めたあらゆる降雨を念頭に流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。
- このため、優先的に内水による浸水被害の解消を目指す重点地区については、概ね100年に1回発生しうる規模の降雨に対し、雨水貯留施設等の整備を実施（平成緊急内水対策事業）するとともに、流域全体については、昭和57年8月の降雨を当面20年間における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させる。
- また、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制（浸水被害防止区域の指定）等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。

## 1. 流域水害対策計画(案)の考え方

### 上下流の特徴や治水上の課題を踏まえ

流域治水により、流域全体の安全度の向上を図る。



# 大和川流域水害対策計画(案)のポイント

●流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。

## 2. 浸水被害対策の基本方針

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

#### 【河川整備】

- 河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施する。
- 特定都市河川浸水被害対策推進事業補助等を活用して事業を加速化する。



#### 【下水道整備】

- 下水事業者が管渠、雨水貯留施設等の整備を推進する。
- 内水ポンプ施設の運転操作ルールを策定する。



#### 【既存ダムの洪水調節機能強化】

- 既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)を最大限活用するため、事前放流により容量を確保する。



#### 【流域対策施設】

- 『大和川流域整備計画』や『奈良県平成緊急内水対策事業』で定められた対策量の目標を堅持しつつ、更なる流域対策を進めるとともに、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を設定し、対策の一層の促進を図る。
- ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、流域内のため池の保全に努める。

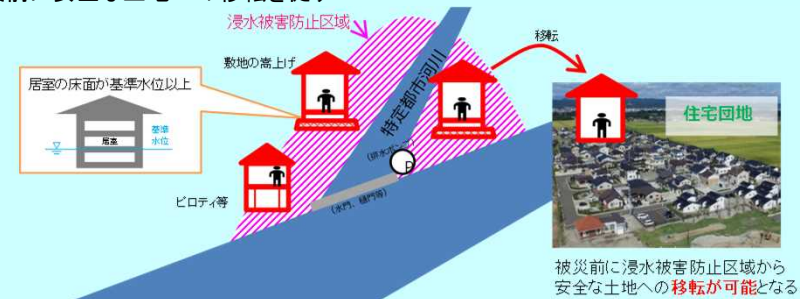


### ② 被害対象を減少させるための対策

#### 【浸水被害防止区域】

- 都市浸水想定区域及び浸水リスク、ハード整備後の状況、水害リスクマップ等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、関係者の意向を十分踏まえて指定する。

- 区域内の土地に居住する場合にも命を守る
- 区域内の土地への居住を避ける
- 被災前に安全な土地への移転を促す



#### 【貯留機能保全区域】

- 都市浸水想定区域やハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を想定される区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定する。



### ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ホットラインによる河川情報の共有(WEBによる情報共有)
- 要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の徹底
- 防災教育